

3 指名停止等一覧表

期間 平成26年7月1日～平成26年9月30日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
大政建設株式会社	熊本県熊本市 西区花園4- 8-6	自:平成26年7月9日 至:平成26年8月8日 1ヶ月	(過失による粗雑工事) 別表第1第2号 当該部局の所属担当官と締結した請負 契約に係る工事(以下この表において「部 局発注工事」という。)の施工に当たり、過 失により工事を粗雑にしたと認められると き(かしが軽微であると認められるときを除 く。)	平成25年度に大分西部森林管理署が発注した町田湧出山治山工事(保安林管理道補修)において、転石練積工の背面部等でコンクリートの充填不足等が確認された。 このことは、発注者との信頼関係を失う不誠実な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)の条項に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。 なお、当該工事については、平成26年6月3日に、大分西部森林管理署から大政建設(株)に対してかしに係る修補請求を行い、補修工事を行っている。